

○松本市遊休荒廃農地対策事業補助金交付要綱

平成17年3月31日

告示第123号

改正 平成19年3月30日告示第145号

平成21年8月24日告示第467号

令和7年3月24日告示第130号

(目的)

第1条 この要綱は、遊休荒廃農地の解消を図るため、遊休荒廃農地を再活用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遊休荒廃農地 次に掲げる要件を全て満たす農地をいう。

ア 2年以上耕作されていないこと。

イ 所有者に耕作の意思がないこと。

ウ 生産調整による自己保全管理の農地でないこと。

(2) Uターン就農者 過去に本市に住民登録があった者で、本市に転入して市内で農業に従事しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 遊休荒廃農地を取得する見込みがある者（団体を含む。）

(2) 貸借契約の締結により遊休荒廃農地を耕作する権利を持つ者（団体を含む。）

(3) 申請日時点で本市に転入後5年以内のUターン就農者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。ただし、過去にこの要綱による補助金の対象となった農地に係るものについては、補助の対象としない。

対象経費	補助金額
1 自己の耕作（景観作物の作付けを除く。）のための復元に要する経費	1アール当たり 3,500円以内
2 市民農園を開設するための復元に要する経費	1アール当たり 3,500円以内
3 景観作物の作付けのための復元に要する経費	1アール当たり 2,300円以内

2 市長は、特に荒廃が著しいと認めるときは、前項の補助金額の100分の100に相当する額を補助金額に加算することができる。

3 面積に1アール未満の端数があるときは、当該端数面積を切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 5年以上継続して耕作すること。

(2) 当該遊休荒廃農地の存する地区の農業委員が遊休荒廃農地対策事業として適当なものであると認めるものであること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松本市遊休荒廃農地対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 売買契約書等の写し(第3条第1号の要件を満たす者に限る。)

(3) 貸借契約書の写し(第3条第2号の要件を満たす者に限る。)

(4) 戸籍の附票又は住民票の除票(第3条第3号の要件を満たす者に限る。)

(5) 5年間の作付け計画書

(6) 現況写真

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を松本市遊休荒廃農地対策事業補助金交付(却下)決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、次の各号に該当するときは、当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき。

松本市遊休荒廃農地対策事業変更承認申請書(様式第3号)

(2) 事業期間を延長しようとするとき。

松本市遊休荒廃農地対策事業完了期限延長承認申請書(様式第4号)

(3) 事業を中止しようとするとき。

松本市遊休荒廃農地対策事業補助金交付申請取下書(様式第5号)

(実績報告)

第9条 決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに松本市遊休荒廃農地対策事業実績報告書(様式第6号)に完了後の遊休荒廃農地の写真を添付し、市長に提出するものとする。

(重複助成の排除)

第 10 条 この補助金は、他の条例、規則等により助成対象となった事業については、重複して交付しない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 145 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 8 月 24 日告示第 467 号)

この告示は、平成 21 年 8 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 24 日告示第 130 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。